

政令第 号

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法等の一部を改正する法律の施行期日は令和四年三月十日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年十二月十日とする。

理由

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。